

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月21日
【中間会計期間】	第104期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社ツガミ
【英訳名】	TSUGAMI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役 社長執行役員 西嶋 尚生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番10号
【電話番号】	東京（03）3808-1711（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 部長 稗田 秀一
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市東蔵王1丁目1番1号
【電話番号】	東京（0258）35-0850（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部 部長 早崎 敬二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2-1） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1-8-16）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(百万円)	12,396	16,881	18,489	25,004	34,006
経常利益(百万円)	1,687	2,671	2,950	3,545	5,363
中間(当期)純利益(百万円)	1,630	3,868	1,730	2,832	5,530
純資産額(百万円)	18,267	22,235	23,213	18,986	23,272
総資産額(百万円)	25,415	35,133	35,145	27,539	36,827
1株当たり純資産額(円)	230.14	289.39	311.67	243.41	306.53
1株当たり中間(当期)純利益(円)	20.06	50.08	22.95	35.02	71.38
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	20.06	49.79	22.79	34.99	70.81
自己資本比率(%)	71.9	63.3	66.0	68.9	63.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,021	1,265	2,717	4,109	1,551
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	275	76	192	558	1,020
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	986	865	1,547	1,637	1,845
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(百万円)	2,957	4,588	3,872	4,112	2,796
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	676 (122)	610 (284)	617 (397)	641 (173)	605 (305)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高(百万円)	12,000	16,522	18,123	24,336	33,262
経常利益(百万円)	1,519	2,550	2,757	3,164	5,016
中間(当期)純利益(百万円)	1,536	3,798	1,675	2,650	5,333
資本金(百万円)	10,599	10,599	10,599	10,599	10,599
発行済株式総数(千株)	89,019	89,019	89,019	89,019	89,019
純資産額(百万円)	18,026	21,837	22,648	18,655	22,747
総資産額(百万円)	24,780	34,431	34,472	26,927	36,215
1株当たり配当額(円)	2.00	3.00	4.00	5.00	8.00
自己資本比率(%)	72.7	63.4	65.6	69.3	62.8
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)(人)	445 (71)	430 (176)	422 (229)	426 (100)	423 (192)

(注) 1. 売上高には、消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2. 提出会社の経営指標等における「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間について、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社の重要性が増したため、新たに連結の範囲に含めております。

名称	住所	資本金又は出資金 (千米ドル)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 津上精密机床(浙江)有限公司	中国 浙江省	4,100	工作機械事業	100	当社製品の加工及び組立を行っている 役員の兼任あり

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
工作機械事業	527 (335)
専用機その他の事業	55 (31)
全社(共通)	35 (31)
合計	617 (397)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	422 (229)
---------	-----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。また、当社より他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、製造業を中心に民間設備投資が堅調に推移しております。

工作機械業界におきましても、自動車関連産業、IT関連、一般機械と幅広い業種で設備投資が行われ、工作機械業界全体の受注実績は引き続き高水準を維持しております。

このような状況の下で、当社は長年培った精密加工のノウハウをもとに、環境・省エネ・安全対応が求められる自動車関連、更に高精度化するIT関連およびその他の業界のニーズに応える精密加工機械を引き続き提供するとともに、各種新製品を市場に提供して参りました。

当中間連結会計期間は、前年度に実施いたしました長岡・信州・中国の新工場と、生産子会社も含めた生産能力増強投資により構築いたしました新生産体制の本格稼動と、部品の内製化・ユニット化等の一層の取り組みにより、生産性の向上とコストダウンに努めてまいりました。

売上高につきましては、新規ユーザーの開拓を積極的に行うなど営業努力の結果、前年同期比9.5%増の18,489百万円となりました。国内は前年同期比14.4%増の11,277百万円と順調に推移し、輸出額は前年同期比2.6%増の7,212百万円となりました。

当中間連結会計期間は、輸出に比べて国内売上の伸びが大きかったため、輸出比率は前年同期比2.6%減の39.0%となりました。

損益面につきましては、営業利益は前年同期比10.6%増の2,945百万円、経常利益は前年同期比10.4%増の2,950百万円となりました。中間純利益は、前年同期比55.3%減の1,730百万円となりました。これは、前中間連結会計期間は特別利益の計上があったこと、並びに当中間連結会計期間は税務上の控除がなくなり通常の税負担となったためであります。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

工作機械事業の売上高におきましては、主力の自動旋盤は、自動車関連業界およびデジタル家電業界が堅調に伸びました結果、前年同期比7.8%増の10,454百万円となりました。研削盤の売上高も自動車関連および油圧機器関連が好調で前年同期比24.8%増の3,121百万円となりました。マシニングセンタの売上高は前年同期比39.7%増の1,617百万円となりました。転造盤、ラップ盤の売上高は前年同期比1.4%減の615百万円となりました。

工作機械事業全体の売上高は、前年同期比10.8%増の16,232百万円となり、営業利益は前年同期比9.7%増の2,947百万円となりました。

専用機その他の事業の売上高は、前年同期比1.4%増の2,256百万円となり、営業利益は前年同期比19.1%増の354百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比1,076百万円増加し、3,872百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、2,717百万円の増加となりました。

これは、主に税金等調整前中間純利益2,833百万円、減価償却費361百万円、売上債権の減少470百万円、たな卸資産の減少1,018百万円等により資金が増加し、仕入債務の減少666百万円、法人税等の支払い1,696百万円により資金が減少したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金は、192百万円の減少となりました。

これは、主に有形固定資産の取得による支出(前年度投資分の資金流出)685百万円、有形固定資産売却による収入(前年度売却分残金入金)495百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金は、1,547百万円の減少となりました。

これは自己株式の取得による支出1,247百万円および配当金の支払いによる支出379百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
工作機械事業	16,230	111.0
専用機その他の事業	2,227	110.7
合計	18,457	111.0

(注) 1. 記載金額は標準仕切価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ（当社及び連結子会社）の工作機械事業については、見込み生産を行っておりますが、専用機その他の事業の一部については、受注生産を行っております。

上記受注生産の受注状況は、下記のとおりです。

区分	受注高（百万円）	前年同期比（％）
専用機その他の事業の内受注生産	1,625	99.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
工作機械事業	16,232	110.8
専用機その他の事業	2,256	101.4
合計	18,489	109.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは製品開発、技術開発において、長年培った精密加工の技術を基に、顧客のニーズに迅速に対応し、高精度、高速、高剛性機をスピーディーに開発する為、活発な商品開発活動を行っております。

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、350百万円であります。

(1) 工作機械事業

当社が中心となって、環境・安全・省エネ対応の自動車関連部品（電動パワステ、次世代ブレーキ、環境対応エンジン）の加工や、今後ますます高精度化する情報・通信関連分野、特にハードディスク駆動装置（HDD）などパソコン関連部品、携帯電話・デジタルカメラなど小型情報端末部品、医療関連部品等の超精密加工部品に対応できる、小型・高速高精度加工機の開発に力を注いでおります。

当中間連結会計期間の主な成果としては、CNC精密自動旋盤B012/20-、BE12/20-、BS12/20-、BH20/38、M42SD、P01、CNC精密ターニングセンタTMB2、高速精密マシンングターンU300の開発であります。

当事業に係る研究開発費は、350百万円であります。

(2) 専用機その他の事業

当中間連結会計期間における当事業に係る研究開発費の支出はありませんでした。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月21日)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	89,019,379	79,019,379	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	-
計	89,019,379	79,019,379	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	352	304
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	352,000	304,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	286	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 286 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の総数は、合計650個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

平成17年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	360	360
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360,000	360,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	575	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 575 資本組入額 288	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の総数は、合計360個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

平成17年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	192	180
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。 その他の権利行使の条件は、当社と対象者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の総数は、合計220個を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

ただし、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、付与株式数は分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整の結果1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および役付執行役員のいずれの地位をも喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前項に関わらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使日を迎えなかった場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	340	340
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000	340,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり759	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月4日 至 平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2、3	発行価格 935 資本組入額 468	同左
新株予約権の行使の条件	当社取締役会決議および当社とこれに基づき新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換および当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、新株予約権の払込金額 759円と行使時の払込金額 176円を合算しております。

平成18年6月23日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	78	78
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000	78,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月21日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする

上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

平成18年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	72	65
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,000	65,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月21日 至平成38年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注)2、4	発行価格 609 資本組入額 305	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するためには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は(以下、「対象株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、対象株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員およびこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする

上記以外の権利行使の条件については取締役会において承認する。

4. 発行価格は、新株予約権の払込金額608円と行使時の払込金額1円を合算しております。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	-	89,019,379	-	10,599	-	4,138

(注) 平成18年11月15日に自己株式の消却をしたことにより、発行済株式総数は10,000,000株減少しております。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	8,822	9.91
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	4,948	5.55
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	3,608	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,162	2.42
第一生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,804	2.02
バンクオブニューヨーク ヨーロッパリミテッド クセンブルグ131800 (常任代理人 株式会社 みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	6D ROUTE DE TREVES L-2633 SENNINGERBERG (東京都中央区兜町6-7)	1,802	2.02
株式会社森精機製作所	奈良県大和郡山市北郡山町106	1,500	1.68
株式会社北越銀行	新潟県長岡市大手通2-2-14	1,484	1.66
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	1,434	1.61
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルリミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレー証券会社)	25CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都渋谷区恵比寿4-20-3)	1,338	1.50
計	-	28,902	32.46

(注) 1. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式はすべて、信託業務に係るものであります。

2. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、退職給付信託東京精密口に係る株式数は、4,592千株であり、その他の信託業務に係る株式数は、356千株であります。

3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式はすべて、信託業務に係るものであります。

4. 上記資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式はすべて、信託業務に係るものであります。

5. 自己株式14,537千株(16.33%)については、議決権がないため大株主上位10位から除いております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 14,537,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,924,000	73,924	-
単元未満株式	普通株式 558,379	-	-
発行済株式総数	89,019,379	-	-
総株主の議決権	-	73,924	-

(注) 上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式が、22千株(議決権の数22個)含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ツガミ	東京都中央区日本橋堀留町1-9-10	14,537,000	-	14,537,000	16.33
計	-	14,537,000	-	14,537,000	16.33

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	979	961	785	779	745	750
最低(円)	878	720	655	634	667	650

(注) 株価の最高・最低は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)並びに当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		4,638		3,922		2,846	
2. 受取手形及び売掛金	4	13,291		13,657		14,389	
3. たな卸資産		7,443		6,949		7,934	
4. 繰延税金資産		-		408		416	
5. その他		805		158		886	
貸倒引当金		83		76		78	
流動資産合計		26,095	74.3	25,020	71.2	26,394	71.7
固定資産							
1. 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	1	2,213		4,489		4,260	
(2) 機械装置及び運搬 具	1	1,410		2,134		1,874	
(3) 土地		757		642		642	
(4) その他	1	1,846	6,228	304	7,570	257	7,036
2. 無形固定資産			18		33		17
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		2,048		2,220		2,627	
(2) その他		743	2,791	301	2,521	750	3,378
固定資産合計			9,038		10,125		10,432
資産合計			35,133		35,145		36,827
			100.0		100.0		100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		9,571		8,279		8,974	
2. 未払法人税等		875		1,146		1,760	
3. 賞与引当金		352		412		371	
4. その他		1,022		837		1,061	
流動負債合計		11,822	33.7	10,675	30.3	12,168	33.0
固定負債							
1. 退職給付引当金		626		743		695	
2. 役員退職慰労引当金		31		26		41	
3. その他		418		486		648	
固定負債合計		1,075	3.0	1,256	3.6	1,386	3.8
負債合計		12,898	36.7	11,932	33.9	13,555	36.8
(少数株主持分)							
少数株主持分		-	-	-	-	-	-
(資本の部)							
資本金		10,599	30.2	-	-	10,599	28.8
資本剰余金		8,013	22.8	-	-	8,011	21.7
利益剰余金		6,440	18.3	-	-	7,871	21.4
その他有価証券評価差額金		451	1.3	-	-	805	2.2
自己株式		3,269	9.3	-	-	4,015	10.9
資本合計		22,235	63.3	-	-	23,272	63.2
負債、少数株主持分及び資本合計		35,133	100.0	-	-	36,827	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	10,599	30.2	-	-
2. 資本剰余金		-	-	7,995	22.8	-	-
3. 利益剰余金		-	-	9,150	26.0	-	-
4. 自己株式		-	-	5,163	14.7	-	-
株主資本合計		-	-	22,581	64.3	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		-	-	569	1.6	-	-
2. 為替換算調整勘定		-	-	33	0.1	-	-
評価・換算差額等合計		-	-	602	1.7	-	-
新株予約権		-	-	29	0.1	-	-
純資産合計		-	-	23,213	66.1	-	-
負債純資産合計		-	-	35,145	100.0	-	-

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)				
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)			
売上高			16,881	100.0		18,489	100.0		34,006	100.0
売上原価			12,690	75.2		13,673	74.0		25,507	75.0
売上総利益			4,190	24.8		4,816	26.0		8,499	25.0
販売費及び一般管理 費										
1. 給料諸手当		379			391			767		
2. 賞与引当金繰入額		106			112			209		
3. 退職給付費用		41			36			83		
4. 役員退職慰労引当金 繰入額		10			9			21		
5. 技術研究費		191			350			511		
6. 保険料		63			73			118		
7. その他		735	1,528	9.0	895	1,870	10.1	1,505	3,216	9.5
営業利益			2,662	15.8		2,945	15.9		5,282	15.5
営業外収益										
1. 受取利息		0			3			9		
2. 受取配当金		14			18			21		
3. 賃貸料		12			6			21		
4. その他		9	37	0.2	27	55	0.3	110	161	0.5
営業外費用										
1. 支払利息		0			0			0		
2. 手形売却損		18			33			42		
3. 自己株式取得費用		1			-			-		
4. その他		7	28	0.2	17	51	0.2	38	81	0.2
経常利益			2,671	15.8		2,950	16.0		5,363	15.8
特別利益										
1. 固定資産売却益	1	2,429			-			2,430		
2. 投資有価証券売却益		54			-			54		
3. その他		-	2,483	14.7	-	-	-	104	2,588	7.6
特別損失										
1. 固定資産除却損	2	337			41			703		
2. 固定資産売却損	3	-			6			24		
3. たな卸資産評価損		13			35			12		
4. たな卸資産除却損		-			21			93		
5. 投資有価証券評価損		-			12			19		
6. 機械装置移設費用		107			-			154		
7. その他		-	458	2.7	-	116	0.7	93	1,101	3.3
税金等調整前中間 (当期)純利益			4,696	27.8		2,833	15.3		6,850	20.1
法人税、住民税及び 事業税		827			1,095			1,735		
法人税等調整額		-	827	4.9	8	1,103	5.9	416	1,319	3.8
中間(当期)純利益			3,868	22.9		1,730	9.4		5,530	16.3

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			8,013		8,013
資本剰余金減少高					
1. 自己株式処分差損		-	-	2	2
資本剰余金中間期末(期 末)残高			8,013		8,011
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			2,834		2,834
利益剰余金増加高					
1. 中間(当期)純利益		3,868	3,868	5,530	5,530
利益剰余金減少高					
1. 配当金		234		464	
2. 役員賞与		29	263	29	493
利益剰余金中間期末(期 末)残高			6,440		7,871

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自平成18年 4月 1日 至平成18年 9月30日)

	株 主 資 本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	評価・ 換算差額 等合計		
平成18年 3月31日残高(百万円)	10,599	8,011	7,871	4,015	22,466	805	-	805	-	23,272
中間連結会計期間中の変動額										
利益処分による利益配当	-	-	379	-	379	-	-	-	-	379
利益処分による役員賞与	-	-	38	-	38	-	-	-	-	38
中間純利益	-	-	1,730	-	1,730	-	-	-	-	1,730
連結子会社増加による利益剰余 金減少高	-	-	34	-	34	-	-	-	-	34
自己株式の取得	-	-	-	1,244	1,244	-	-	-	-	1,244
自己株式の処分	-	15	-	96	80	-	-	-	-	80
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	236	33	202	29	173
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	15	1,278	1,148	114	236	33	202	29	58
平成18年 9月30日残高(百万円)	10,599	7,995	9,150	5,163	22,581	569	33	602	29	23,213

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益		4,696	2,833	6,850
減価償却費		239	361	580
投資有価証券評価損		-	12	19
たな卸資産除却損		-	21	93
貸倒引当金の増減額		0	1	4
退職給付引当金の増 減額		22	47	46
受取利息及び受取配 当金		15	21	30
支払利息		0	-	0
投資有価証券売却益		54	-	54
有形固定資産売却益		2,429	-	2,430
有形固定資産売却損		-	6	24
売上債権の増減額		2,780	470	3,878
たな卸資産の増減額		1,675	1,018	2,464
仕入債務の増減額		3,012	666	2,468
役員賞与の支払額		29	38	29
その他の増減額		552	348	984
小計		1,494	4,392	2,177
利息及び配当金の受 取額		15	21	30
利息の支払額		0	-	0
地震災害損失による 支払額		103	-	103
建物解体による支払 額		-	-	191
機械設備移設費用の 支払額		-	-	154
法人税等の支払額		140	1,696	206
営業活動によるキャッ シュ・フロー		1,265	2,717	1,551

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の要約連 結キャッシュ・フロー計 算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金の払戻によ る収入		20	30	40
定期預金の預入によ る支出		30	30	50
有形固定資産の取得 による支出		1,755	685	2,972
有形固定資産の売却 による収入		1,978	495	2,112
投資有価証券の取得 による支出		59	2	62
投資有価証券の売却 による収入		149	-	149
非連結子会社への出 資による支出		159	-	159
貸付けによる支出		64	-	123
貸付金の回収による 収入		0	0	54
その他の増減額		1	0	10
投資活動によるキャッ シュ・フロー		76	192	1,020
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
自己株式の売却によ る収入		-	80	0
自己株式の取得によ る支出		631	1,247	1,381
配当金の支払額		234	379	464
財務活動によるキャッ シュ・フロー		865	1,547	1,845
現金及び現金同等物に 係る換算差額		-	1	-
現金及び現金同等物の 増加額又は減少額		476	977	1,315
現金及び現金同等物の 期首残高		4,112	2,796	4,112
新規連結に伴う現金及 び現金同等物の増加高		-	98	-
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		4,588	3,872	2,796

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 5社 株ツガミマシナリー 株ツガミシマモト 株ツガミツール 株ツガミプレジジョン 株ツガミ総合サービス</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) 津上精密机床(浙江)有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 6社 株ツガミマシナリー 株ツガミシマモト 株ツガミツール 株ツガミプレジジョン 株ツガミ総合サービス 津上精密机床(浙江)有限公司 上記のうち、津上精密机床(浙江)有限公司は、重要性が増したため、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) (連結の範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数 5社 株ツガミマシナリー 株ツガミシマモト 株ツガミツール 株ツガミプレジジョン 株ツガミ総合サービス</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 非連結子会社 ツガミ(タイ) 津上精密机床(浙江)有限公司 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した非連結子会社 0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社(ツガミ(タイ)、津上精密机床(浙江)有限公司)及び関連会社(株ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した非連結子会社 0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社(ツガミ(タイ))及び関連会社(株ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ中間連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項 (1) 持分法を適用した非連結子会社 0社 (2) 持分法を適用しない非連結子会社(ツガミ(タイ)、津上精密机床(浙江)有限公司)及び関連会社(株ファスナー工販、REM SALES LLC)は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日が連結中間決算日と異なる会社は、津上精密机床(浙江)有限公司であり、その中間決算日は6月30日であります。 連結中間財務諸表の作成に際しましては、同日現在の財務諸表を使用し、連結中間決算日との間に生じた重要な取引については、連結中間決算上必要な調整を行っております。</p>	<p>3. 連結子会社の決算日等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 主として移動平均法による原価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)につきましては、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 15年～38年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間に負担すべき額を計上しております。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び在外子会社につきましては、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 15年～38年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)につきましては、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 15年～38年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 一部の連結子会社については、役員の退職により支給する役員退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給限度額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 平成17年4月15日開催の取締役会において当社は取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6月24日開催の定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給案が承認可決されました。</p> <p>これにより、当中間連結会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末の固定負債の「その他」に含まれる役員退職慰労金の未払金額は49百万円であります。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異(2,180百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(追加情報) 平成17年4月15日開催の取締役会において当社は取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6月24日開催の定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給案が承認可決されました。</p> <p>これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末の固定負債の「その他」に含まれる役員退職慰労金の未払金額は49百万円であります。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外 のファイナンス・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に 係る方法に準じた会計処理によ っております。</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会 計処理は税抜方式によってお ります。</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他中間連結財務諸表作成 のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のた めの基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 手許現金、要求払預金及び取得 日から3ヶ月以内に満期日の到来 する流動性の高い、容易に換金可 能であり、かつ、価値の変動につ いて僅少なリスクしか負わない短 期的投資からなっております。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計 算書における資金の範囲 同左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲 同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>1. ストック・オプション等に関する会計基準</p> <p>当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ29百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	
	<p>2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は23,183百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	
	<p>3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正</p> <p>当中間連結会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間末において区分掲記しておりました「未払消費税等」は、当中間連結会計期間末における負債、少数株主持分及び資本の合計額の100分の5以下であるため、流動負債「その他」に含めて表示することに変更しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末の流動負債「その他」に含まれる「未払消費税等」は24百万円であります。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p>
<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「受取保険金」は、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益「その他」に含めて表示することに変更しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における営業外収益「その他」に含まれる「受取保険金」は0百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「賃貸資産費用」は、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用「その他」に含めて表示することに変更しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における営業外費用「その他」に含まれる「賃貸資産費用」は1百万円であります。</p>	<p>(中間連結損益計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「自己株式取得費用」は、営業外費用の総額の100分の10であるため、営業外費用「その他」に含めて表示することに変更しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における営業外費用「その他」に含まれる「自己株式取得費用」は3百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度 (平成18年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 12,390百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 11,052百万円	1.有形固定資産の減価償却累計額 10,973百万円
2.受取手形裏書譲渡高 78百万円	2.受取手形裏書譲渡高 25百万円	2.受取手形裏書譲渡高 65百万円
3.受取手形割引高 -百万円	3.受取手形割引高 1,360百万円	3.受取手形割引高 -百万円
輸出受取手形割引高 2,200百万円	輸出受取手形割引高 1,995百万円	輸出受取手形割引高 2,406百万円
4.	4.中間連結会計期間末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 623百万円	4.

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
1.固定資産売却益の内訳は、土地2,429百万円であります。	1.	1.固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 土地 2,429百万円 その他 0 2,430百万円
2.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物及び構築物 176百万円 解体費用 131 その他 29 337百万円	2.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 3百万円 その他 37 41百万円	2.固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 310百万円 構築物 67 機械装置 43 工具 79 解体費用 179 その他 23 703百万円
3.	3.固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 機械装置及び運搬具 5百万円 その他 0 6百万円	3.固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 建物 17百万円 その他 7 24百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	89,019	-	-	89,019
合計	89,019	-	-	89,019
自己株式				
普通株式(注)1,2	13,099	1,735	297	14,537
合計	13,099	1,735	297	14,537

(注)1. 自己株式の普通株式の株式数の増加1,735千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式1,721千株であります。

2. 自己株式の普通株式の株式数の減少297千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計 期間末残高 (百万円)
			前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	-	-	-	-	29
	合計	-	-	-	-	-	29

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	379	5.00	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(2) 基準日が当中間期に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間期末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	297	利益剰余金	4.00	平成18年9月30日	平成18年12月5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>4,638百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,588百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,638百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	50	現金及び現金同等物	4,588百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>3,922百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>3,872百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	3,922百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	50	現金及び現金同等物	3,872百万円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,846百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,796百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,846百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	50	現金及び現金同等物	2,796百万円
現金及び預金勘定	4,638百万円																			
預入期間が3か月を超える定期預金	50																			
現金及び現金同等物	4,588百万円																			
現金及び預金勘定	3,922百万円																			
預入期間が3か月を超える定期預金	50																			
現金及び現金同等物	3,872百万円																			
現金及び預金勘定	2,846百万円																			
預入期間が3か月を超える定期預金	50																			
現金及び現金同等物	2,796百万円																			

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																				
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>73</td> <td>51</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>148</td> <td>104</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>25</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>247</td> <td>166</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <table> <tr> <th colspan="2">未経過リース料中間期末残高相当額</th> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>80百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <table> <tr> <th colspan="2">支払リース料及び減価償却費相当額</th> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>20百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置及び運搬具	73	51	21	有形固定資産・その他	148	104	44	無形固定資産	25	10	15	合計	247	166	80	未経過リース料中間期末残高相当額		1年以内	29百万円	1年超	51	計	80百万円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	20百万円	減価償却費相当額	20	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高相当 額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>66</td> <td>52</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>88</td> <td>41</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180</td> <td>109</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71百万円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <table> <tr> <th colspan="2">支払リース料及び減価償却費相当額</th> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)	機械装置及び運搬具	66	52	14	有形固定資産・その他	88	41	46	無形固定資産	25	15	10	合計	180	109	71	1年以内	26百万円	1年超	44	計	71百万円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	15百万円	減価償却費相当額	15	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額相 当額 (百万円)</th> <th>期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>73</td> <td>57</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>168</td> <td>113</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>25</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>267</td> <td>183</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <table> <tr> <th colspan="2">未経過リース料期末残高相当額</th> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>83百万円</td> </tr> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。</p> <table> <tr> <th colspan="2">支払リース料及び減価償却費相当額</th> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>37百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>37</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	73	57	15	有形固定資産・その他	168	113	54	無形固定資産	25	12	12	合計	267	183	83	未経過リース料期末残高相当額		1年以内	29百万円	1年超	54	計	83百万円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料	37百万円	減価償却費相当額	37
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																																																																			
機械装置及び運搬具	73	51	21																																																																																																			
有形固定資産・その他	148	104	44																																																																																																			
無形固定資産	25	10	15																																																																																																			
合計	247	166	80																																																																																																			
未経過リース料中間期末残高相当額																																																																																																						
1年以内	29百万円																																																																																																					
1年超	51																																																																																																					
計	80百万円																																																																																																					
支払リース料及び減価償却費相当額																																																																																																						
支払リース料	20百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	20																																																																																																					
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	中間期末 残高相当 額 (百万円)																																																																																																			
機械装置及び運搬具	66	52	14																																																																																																			
有形固定資産・その他	88	41	46																																																																																																			
無形固定資産	25	15	10																																																																																																			
合計	180	109	71																																																																																																			
1年以内	26百万円																																																																																																					
1年超	44																																																																																																					
計	71百万円																																																																																																					
支払リース料及び減価償却費相当額																																																																																																						
支払リース料	15百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	15																																																																																																					
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額相 当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																																																																																			
機械装置及び運搬具	73	57	15																																																																																																			
有形固定資産・その他	168	113	54																																																																																																			
無形固定資産	25	12	12																																																																																																			
合計	267	183	83																																																																																																			
未経過リース料期末残高相当額																																																																																																						
1年以内	29百万円																																																																																																					
1年超	54																																																																																																					
計	83百万円																																																																																																					
支払リース料及び減価償却費相当額																																																																																																						
支払リース料	37百万円																																																																																																					
減価償却費相当額	37																																																																																																					

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	1,208	1,969	761
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
計	1,208	1,969	761

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	62

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	1,212	2,172	959
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
計	1,212	2,172	959

(注) 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	31

(注) 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のない株式について12百万円減損処理を行っております。

前連結会計年度末（平成18年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額（百万円）
(1) 株式	1,210	2,568	1,357
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,210	2,568	1,357

（注） 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式	43

（注） 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のない株式について19百万円減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前中間連結会計期間末（平成17年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末（平成18年9月30日現在）

該当事項はありません。

前連結会計年度末（平成18年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 29百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 45名、当社の子会社の取締役 8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 340,000株
付与日	平成18年7月3日
権利確定条件	該当事項なし
対象勤務期間	平成18年7月3日～平成20年7月3日
権利行使期間	平成20年7月4日～平成23年6月30日
権利行使価格(円)	759
付与日における公正な評価単価(円)	176

	株式報酬型ストック・オプションAプラン
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役4名、当社の監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 78,000株
付与日	平成18年7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日(以下、「役員等退任日」という。)の翌日(以下、「権利開始日」という。)から当該権利開始日より7日を経過する日(ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日)までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成18年7月20日から当社の取締役(委員会等設置会社における執行役を含む。)、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した日
権利行使期間	平成18年7月21日～平成38年7月20日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	608

	株式報酬型ストック・オプションBプラン
付与対象者の区分及び人数	当社役付執行役員 8 名、これに準ずる使用人 3 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 72,000株
付与日	平成18年 7月20日
権利確定条件	原則として当社の取締役（委員会等設置会社における執行役員を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、地位を喪失した日（以下、「役員等退任日」という。）の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より7日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成18年 7月20日から当社の取締役（委員会等設置会社における執行役員を含む。）、監査役、役付執行役員及びこれに準ずる使用人のいずれの地位をも喪失した日
権利行使期間	平成18年 7月21日～平成38年 7月20日
権利行使価格（円）	1
付与日における公正な評価単価（円）	608

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	14,655	2,225	16,881	-	16,881
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	(-)	-
計	14,655	2,225	16,881	(-)	16,881
営業費用	11,969	1,928	13,897	321	14,219
営業利益	2,686	297	2,983	(321)	2,662

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間 321百万円

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	工作機械事業 (百万円)	専用機その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	16,232	2,256	18,489	-	18,489
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	(-)	-
計	16,232	2,256	18,489	(-)	18,489
営業費用	13,285	1,901	15,187	356	15,543
営業利益	2,947	354	3,301	(356)	2,945

(注) 1. 事業区分は、製品の種類別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間 356百万円

4. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」の1.に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「消去又は全社」の営業費用は29百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

	工作機械事業 （百万円）	専用機その他の 事業 （百万円）	計 （百万円）	消去又は全社 （百万円）	連結 （百万円）
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	29,096	4,909	34,006	-	34,006
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	29,096	4,909	34,006	-	34,006
営業費用	24,108	4,009	28,118	605	28,723
営業利益	4,987	899	5,887	(605)	5,282

(注) 1. 事業区分は、製品の種別区分によっております。

2. 各区分の主な製品

(1) 工作機械事業：CNC精密自動旋盤、CNC精密円筒研削盤、マシニングセンタ、転造盤、ラップ盤

(2) 専用機その他の事業：専用機、ゲージブロック、ロールダイス、ねじインサート

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能費用の主なものは、当社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

当連結会計年度

605百万円

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）

前中間連結会計期間において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

当中間連結会計期間において、全セグメントの合計に占める本邦の割合が90%を超えるため、所在地別セグメントの記載を省略しております。

前連結会計年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

前連結会計年度において、本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	5,534	1,229	264	7,027
連結売上高（百万円）				16,881
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	32.8	7.3	1.6	41.6

当中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	5,566	1,437	208	7,212
連結売上高（百万円）				18,489
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	30.1	7.8	1.1	39.0

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計
海外売上高（百万円）	10,682	2,272	589	13,545
連結売上高（百万円）				34,006
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	31.4	6.7	1.7	39.8

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2．各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、タイ、香港、シンガポール、中国

(2) アメリカ.....アメリカ合衆国

(3) ヨーロッパ.....ドイツ、スイス、イタリア

3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額 289.39円	1株当たり純資産額 311.67円	1株当たり純資産額 306.53円
1株当たり中間純利益 50.08円	1株当たり中間純利益 22.95円	1株当たり当期純利益金額 71.38円
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 49.79円	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益 22.79円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 70.81円

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	3,868	1,730	5,530
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	38
(うち利益処分による役員賞与 金)	(-)	(-)	(38)
普通株式に係る中間(当期)純利 益(百万円)	3,868	1,730	5,492
期中平均株式数(千株)	77,245	75,417	76,947
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(百万 円)	-	-	-
普通株式増加数(千株)	452	540	616
(ストック・オプション 千株)	(452)	(540)	(616)
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	-	平成18年6月23日定時 株主総会決議によるス tock・オプション (株式の数340千株)	-

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(自己株式の取得)</p> <p>提出会社は、平成18年9月15日及び平成18年10月16日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成18年10月及び11月に自己株式の取得を、実施しました。</p> <p>取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>取得した株式の総数 1,070,000株 (発行済み株式総数に対する割合1.2%)</p> <p>株式の取得価額の総額 716百万円</p> <p>取得の方法 市場買付け</p> <p>(自己株式の消却)</p> <p>提出会社は、平成18年11月13日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、平成18年11月15日に自己株式の消却を実施しました。</p> <p>消却した株式の種類 当社普通株式</p> <p>消却した株式の数 10,000,000株 (発行済み株式総数に対する割合11.2%)</p>	<p>(ストック・オプションの決議)</p> <p>提出会社は、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(7) スtock・オプション制度の内容」3.平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1.現金及び預金		4,433		3,530		2,358	
2.受取手形	4	4,974		4,229		5,058	
3.売掛金		8,179		9,503		9,194	
4.たな卸資産		6,955		6,484		7,442	
5.繰延税金資産		-		408		416	
6.その他	3	1,083		385		1,493	
貸倒引当金		82		78		78	
流動資産合計		25,544	74.2	24,464	71.0	25,886	71.5
固定資産							
1.有形固定資産							
(1)建物	1	2,027		3,870		3,958	
(2)機械装置	1	1,288		1,901		1,759	
(3)その他	1	2,465		953		919	
有形固定資産合計		5,782	16.8	6,725	19.5	6,637	18.3
2.無形固定資産		16	0.0	13	0.0	14	0.0
3.投資その他の資産							
(1)投資有価証券		2,347		2,519		2,927	
(2)長期貸付金		3		-		2	
(3)その他		737		747		745	
投資その他の資産 合計		3,088	9.0	3,267	9.5	3,676	10.2
固定資産合計		8,887	25.8	10,007	29.0	10,329	28.5
資産合計		34,431	100.0	34,472	100.0	36,215	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 支払手形		7,337		6,127		6,678	
2. 買掛金		2,242		2,203		2,351	
3. 未払法人税等		828		1,019		1,665	
4. 賞与引当金		251		285		260	
5. その他	3	992		1,070		1,275	
流動負債合計		11,651	33.8	10,706	31.1	12,230	33.8
固定負債							
1. 退職給付引当金		533		638		596	
2. その他		409		478		640	
固定負債合計		943	2.8	1,117	3.2	1,236	3.4
負債合計		12,594	36.6	11,823	34.3	13,467	37.2
(資本の部)							
資本金		10,599	30.8	-	-	10,599	29.3
資本剰余金							
1. 資本準備金		4,138		-		4,138	
2. その他資本剰余金		3,886		-		3,884	
資本剰余金合計		8,024	23.3	-	-	8,022	22.1
利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		6,031		-		7,335	
利益剰余金合計		6,031	17.5	-	-	7,335	20.3
その他有価証券評価差額金		451	1.3	-	-	805	2.2
自己株式		3,269	9.5	-	-	4,015	11.1
資本合計		21,837	63.4	-	-	22,747	62.8
負債・資本合計		34,431	100.0	-	-	36,215	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		-	-	10,599	30.8	-	-
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-		4,138		-	
(2) その他資本剰余金		-		3,868		-	
資本剰余金合計		-	-	8,006	23.2	-	-
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金				8,606		-	
繰越利益剰余金		-				-	
利益剰余金合計		-	-	8,606	25.0	-	-
4. 自己株式		-	-	5,163	15.0	-	-
株主資本合計		-	-	22,049	64.0	-	-
評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差額金		-	-	569	1.6	-	-
評価・換算差額金合計		-	-	569	1.6	-	-
新株予約権		-	-	29	0.1	-	-
純資産合計		-	-	22,648	65.7	-	-
負債純資産合計		-	-	34,472	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
売上高			16,522	100.0		18,123	100.0		33,262	100.0
売上原価			12,830	77.7		13,984	77.2		25,833	77.7
売上総利益			3,691	22.3		4,139	22.8		7,428	22.3
販売費及び一般管理 費			1,202	7.3		1,531	8.4		2,542	7.6
営業利益			2,489	15.0		2,607	14.4		4,886	14.7
営業外収益	1		109	0.7		222	1.2		263	0.8
営業外費用	2		48	0.3		72	0.4		132	0.4
経常利益			2,550	15.4		2,757	15.2		5,016	15.1
特別利益	3		2,487	15.1		-	-		2,588	7.7
特別損失	4		458	2.8		106	0.6		1,077	3.2
税引前中間(当期) 純利益			4,578	27.7		2,651	14.6		6,527	19.6
法人税、住民税及 び事業税		780				968		1,610		
法人税等調整額		-	780	4.7	8	976	5.4	416	1,194	3.6
中間(当期)純利益			3,798	23.0		1,675	9.2		5,333	16.0
前期繰越利益			2,232			-			2,232	
中間配当額			-			-			230	
中間(当期)未処分 利益			6,031			-			7,335	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株 主 資 本							評価・ 換算差額 等	新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日残高(百万円)	10,599	4,138	3,884	8,022	7,335	4,015	21,942	805	-	22,747
中間会計期間中の変動額										
利益処分による利益配当	-	-	-	-	379	-	379	-	-	379
利益処分による役員賞与	-	-	-	-	25	-	25	-	-	25
中間純利益	-	-	-	-	1,675	-	1,675	-	-	1,675
自己株式の取得	-	-	-	-	-	1,244	1,244	-	-	1,244
自己株式の処分	-	-	15	15	-	96	80	-	-	80
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	236	29	206
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	-	-	15	15	1,270	1,148	106	236	29	99
平成18年9月30日残高(百万円)	10,599	4,138	3,868	8,006	8,606	5,163	22,049	569	29	22,648

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差 額は全部資本直入法によ り処理し、売却原価は移 動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 移動平均法による原価法</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>	<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全 部資本直入法により処 理し、売却原価は移動平 均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以 降に取得した建物(附属設備を 除く)については、定額法を採 用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 15年~38年 機械装置 10年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェ アについては、社内における利 用可能期間(5年)に基づいて おります。</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個別 に回収可能性を検討し、回収不 能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備える ため、支給見込額のうち当中間 期に負担すべき額を計上して おります。</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p>	<p>3. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備える ため、支給見込額のうち当事業 年度に負担すべき額を計上して おります。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,086百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金</p> <p>(追加情報) 平成17年4月15日開催の取締役会において当社は取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6月24日開催の定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給案が承認可決されました。 これにより、当中間会計期間において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。 なお、当中間会計期間末の固定負債の「その他」に含まれる役員退職慰労金の未払金額は49百万円であります。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4)</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(2,086百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4)</p> <p>(追加情報) 平成17年4月15日開催の取締役会において当社は取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、平成17年6月24日開催の定時株主総会において役員退職慰労金の打ち切り支給案が承認可決されました。 これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額を固定負債の「その他」に含めて表示しております。 なお、当事業年度末の固定負債の「その他」に含まれる役員退職慰労金の未払金額は49百万円であります。</p>
<p>4. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4. リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税は税抜方式によっております。</p>	<p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>	<p>5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>1. ストック・オプション等に関する会計基準 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ29百万円減少しております。</p>	
	<p>2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は22,618百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	
	<p>3. 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正 当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表)</p>	<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間末において区分掲記しておりました「長期貸付金」は、当中間会計期間末における資産の合計額の100分の5以下であるため、投資その他の資産「その他」に含めて表示することに変更しております。 なお、当中間会計期間末の投資その他の資産「その他」に含まれる「長期貸付金」は2百万円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 11,202百万円</p> <p>2.受取手形割引高 - 百万円 輸出受取手形割引高 2,200百万円</p> <p>3.消費税等に係る表示 仮払消費税等と仮受消費税等を相殺し流動資産「その他」に含めて表示しております。</p> <p>4.</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 10,043百万円</p> <p>2.受取手形割引高 1,360百万円 輸出受取手形割引高 1,995百万円</p> <p>3.消費税等に係る表示 仮払消費税等と仮受消費税等を相殺し流動負債「その他」に含めて表示しております。</p> <p>4.中間期末日満期手形 中間期末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の中間期末日満期手形が中間期末残高に含まれております。 受取手形 623百万円</p>	<p>1.有形固定資産の減価償却累計額 9,876百万円</p> <p>2.受取手形割引高 - 百万円 輸出受取手形割引高 2,406百万円</p> <p>3.</p> <p>4.</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1.営業外収益のうち重要なもの 受取配当金 54百万円 賃貸料 36</p> <p>2.営業外費用のうち重要なもの 賃貸資産費用 22百万円 手形売却損 18</p> <p>3.特別利益のうち重要なもの 土地売却益 2,429百万円 投資有価証券売却益 54</p> <p>4.特別損失のうち重要なもの 固定資産除却損 337百万円 機械設備移設費用 107 たな卸資産評価損 13</p> <p>5.減価償却実施額 有形固定資産 215百万円 無形固定資産 2</p>	<p>1.営業外収益のうち重要なもの 受取配当金 158百万円 賃貸料 30</p> <p>2.営業外費用のうち重要なもの 賃貸資産費用 19百万円 手形売却損 33</p> <p>3.</p> <p>4.特別損失のうち重要なもの 固定資産除却損 38百万円 たな卸資産除却損 20 たな卸資産評価損 35</p> <p>5.減価償却実施額 有形固定資産 325百万円 無形固定資産 0</p>	<p>1.営業外収益のうち重要なもの 受取利息 10百万円 受取配当金 61 賃貸料 68 受取保険金 65</p> <p>2.営業外費用のうち重要なもの 賃貸資産費用 47百万円 手形売却損 42</p> <p>3.特別利益のうち重要なもの 土地売却益 2,429百万円 投資有価証券売却益 54</p> <p>4.特別損失のうち重要なもの 固定資産除却損 702百万円 機械設備移設費用 154 たな卸資産除却損 89 投資有価証券評価損 19</p> <p>5.減価償却実施額 有形固定資産 532百万円 無形固定資産 4</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	13,099	1,735	297	14,537
合計	13,099	1,735	297	14,537

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加1,735千株は、単元未満株式の買取りによる増加14千株、当社が取得した自己株式1,721千株であります。
2. 普通株式の株式数の減少297千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額 減価償却 中間期末 相当額 累計額相 残高相当 当額 当額 額 (百万円) (百万円) (百万円) 機械装置 30 26 4 有形固定資産・その他 142 105 36 無形固定資産 25 10 15 合計 198 141 56 なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 22百万円 1年超 34 合計 56百万円 なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 3. 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 16百万円 減価償却費相当額 16 4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 取得価額 減価償却 中間期末 相当額 累計額相 残高相当 当額 当額 額 (百万円) (百万円) (百万円) 機械装置 38 33 4 有形固定資産・その他 67 33 33 無形固定資産 25 15 10 合計 130 82 48 同左 2. 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 19百万円 1年超 29 合計 48百万円 同左 3. 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 11百万円 減価償却費相当額 11 4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額 減価償却 期末残高 相当額 累計額相 相当額 当額 当額 当額 (百万円) (百万円) (百万円) 機械装置 30 28 2 有形固定資産・その他 158 114 44 無形固定資産 25 12 12 合計 215 154 60 なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 21百万円 1年超 38 合計 60百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 3. 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 29百万円 減価償却費相当額 29 4. 減価償却費相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、1株当たり情報の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(自己株式の取得)</p> <p>当社は、平成18年9月15日及び平成18年10月16日開催の取締役会において、自己株式の取得を決議し、今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、平成18年10月及び11月に自己株式の取得を、実施しました。</p> <p>取得した株式の種類 当社普通株式</p> <p>取得した株式の総数 1,070,000株 (発行済み株式総数に対する割合1.2%)</p> <p>株式の取得価額の総額 716百万円</p> <p>取得の方法 市場買付け</p> <p>(自己株式の消却)</p> <p>当社は、平成18年11月13日開催の取締役会において、自己株式の消却を決議し、平成18年11月15日に自己株式の消却を実施しました。</p> <p>消却した株式の種類 当社普通株式</p> <p>消却した株式の数 10,000,000株 (発行済み株式総数に対する割合11.2%)</p>	<p>(ストック・オプションの決議)</p> <p>当社は、平成18年6月23日開催の第103期定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>その内容は、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」における「(7)ストック・オプション制度の内容」3.平成18年6月23日開催の定時株主総会決議に基づくものに記載のとおりであります。</p>

(2) 【その他】

平成18年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 297百万円

1株当たりの金額 4円00銭

支払開始日 平成18年12月5日

(注) 平成18年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主に対し、支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第103期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月26日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成18年6月28日関東財務局長に提出

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年7月4日関東財務局長に提出

平成18年6月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成18年3月1日 至 平成18年3月31日）平成18年4月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年4月30日）平成18年5月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年5月31日）平成18年6月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日）平成18年7月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年6月1日 至 平成18年6月30日）平成18年7月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年7月31日）平成18年8月11日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年8月11日 至 平成18年8月31日）平成18年9月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年9月1日 至 平成18年9月30日）平成18年10月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年10月1日 至 平成18年10月31日）平成18年11月14日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成18年11月1日 至 平成18年11月30日）平成18年12月14日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミ及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に自己株式の消却に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に自己株式の取得に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミの平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月8日

株式会社ツガミ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 昇 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笛木 忠男 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ツガミの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ツガミの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- 1．重要な後発事象に自己株式の消却に関する事項が記載されている。
- 2．重要な後発事象に自己株式の取得に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。